

一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会
入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条及び第6条の規程に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員の構成等)

第2条 この法人の会員は次に掲げる6種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 定款第5条第1号に規定する正会員は、教育サービス事業又は資格認定等の能力評価事業を営む団体であって、この法人の目的に賛同し、正会員としての入会を希望し入会した団体とする。
- (2) 準会員 定款第5条第2号に規定する準会員は、教育サービス事業、資格認定等の能力評価事業又は職業紹介等の人材関連サービス事業を営む団体であって、この法人の目的に賛同し、準会員としての入会を希望し入会した団体とする。
- (3) 賛助会員 定款第5条第3号に規定する賛助会員は、前第1号及び第2号に定める以外の団体で、この法人の事業に協力する団体であって、この法人の目的に賛同し、賛助会員としての入会を希望し入会した団体とする。
- (4) 特別会員 定款第5条第4号に規定する特別会員は、教育サービスの発展又はこの法人の事業に功労のあった団体又は個人で、理事会の決議を経て会長が推薦した団体又は個人であって、この法人の目的に賛同し、この法人の事業に協力する目的で入会した団体又は個人とする。
- (5) 個人会員 定款第5条第5号に規定する個人会員は、この法人の目的に賛同して入会した、教育サービス事業、資格認定等の能力評価事業又は職業紹介等の人材関連サービス事業を営む個人、またはこの法人の事業に協力する個人とする。
- (6) 一般会員 定款第5条第6号に規定する一般会員は、この法人の目的に賛同して入会した、教育サービス事業、資格認定等の能力評価事業又は職業紹介などの人材関連サービス事業を営む小規模な組織であると理事会が認めた団体とする。

2 前項の会員は、別表のとおり会員向けサービスを受けることができるものとする。

(入会基準及び手続き)

第3条 この法人の正会員、準会員、賛助会員、個人会員、一般会員として入会しようとする団体又は個人は、理事会が別に定める入会申込書に、団体（法人）にあつては当該団体の定款及び登記事項証明書、個人にあつては履歴書及び身分を証明する書類を添付して、この法人に提出しなければならない。ただし、理事会が認めたときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

2 前項の入会申込みに対しては、次に掲げる基準に照らし、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

- (1) この法人の目的に賛同するものであること。
- (2) 前条1項に定める資格を有する団体又は個人であること。
- (3) この法人の会員であった団体又は個人である場合においては、過去において除名の処分を受けたものでないこと。
- (4) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。
- (5) 成年被後見人又は被保佐人でないものであること。
- (6) 入会申込書及び添付された関係書類等から、会員としてふさわしいものと認められる団体又は個人であること。

3 特別会員については、会長が予め本人の意向を確認の上、理事会において推薦を決定し、本人に通知する。

(会員名簿に関する情報の取扱い)

第4条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前条の入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、会員は遅滞なく、その旨を会長に届け出なければならない。

3 会員名簿に登録された個人情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(入会及び入会金)

第5条 入会金及び会費の金額及び納期に関する詳細は、定款第7条により総会の決議を経て別に定める会費規定による。

(退会事由及び手続き)

第6条 会員は、理事会が別途定める退会届を提出して、任意に退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

2 定款第10条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。

3 前各項により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。

(再入会)

第7条 前条の規定により会員資格を喪失したものが再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第3条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、第3条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 3 平成26年4月1日より、この規定の別表を改正し、適用するものとする。
- 4 平成27年6月10日より、この規定の別表を改正し、適用するものとする。
- 5 令和元年6月19日より、この規定、及び別表を改正し、適用するものとする。
- 6 令和元年10月1日より、この規定、及び別表を改正し、適用するものとする。

(別表)

会員向けサービスの主要項目について

会員は下記のとおり、会員向けのサービスを受けることができることとする。

但し、下記費用について、やむを得ない理由により上限額又は設定金額を超えなければならない場合は、理事会の決議により一時的に変更することができる。

1. 情報の提供

希望する会員はこの法人が収集した教育サービスに関する最新情報の提供を、無料にて受けることができる。

2. セミナー（能力開発カレッジ・能力開発フォーラム）

この法人が開催するセミナーへ下記価格にて参加することができる。

	正会員	準会員	賛助会員	特別会員	個人会員および 一般会員
参加料	無料	3,000 円を上限とした価格とする。			5,000 円を上限とした 価格とする。

会員外は個人会員、一般会員と同様とする

3. ホームページへ講座掲載

教育訓練給付制度の指定講座又はこの法人が実施する優良講座認定事業の認定講座を対象とし、この法人のホームページへ下記価格にて掲載することができる。

会員区分	ホームページでの講座掲載料	
	教育訓練給付制度指定講座	優良講座認定講座
正会員	無料	無料
準会員	1,000 円（年間）	無料
個人会員および 一般会員	7,000 円（年間）	無料

4. 優良講座認定事業（表彰事業を含む）

教育機関が運営する講座を、この法人が別途定めた自主規制基準に基づき認定するもので、下記価格にて受けることができる。また、優良講座認定された講座の修了生を対象とし開催される、優良講座優秀者表彰式典へ候補者を無料にて推薦することができる。

会員区分	審査基本料	審査登録料	更新審査登録料	管理料（年間）
正会員	無料	31,400 円	10,500 円	3,200 円
準会員	208,800 円 (更新時 103,900 円)	52,400 円	24,100 円	15,700 円
個人会員 および 一般会員	313,800 円 (更新時 208,800 円)	52,400 円	24,100 円	15,700 円

注1 審査基本料は申請した講座を運営する教育機関毎に、3年に1度必要とされる。

注2 審査登録料及び更新審査登録料は申請講座毎に必要とされる。

注3 管理料は認定講座毎に必要とされる。

会員外は、個人会員、一般会員と同様とする

5. 教育訓練給付制度に関わる事前調整事業

教育訓練給付制度の指定講座申請を円滑に進めるため、申請書類の事前調整等の支援を実施するもので、下記の価格にて受けることができる。

会員区分	新規申請 手数料	新規 登録料	更新申請 手数料	再登録料	管理料 (年間)	説明会への参 加
正会員	20,900 円	10,500 円	7,400 円	3,200 円	5,200 円	無料
準会員 個人会員 一般会員	31,400 円	10,500 円	10,400 円	3,200 円	15,700 円	3,000 円を 上限とした 価格とする。

注1 新規申請書類の事前調整、再指定申請書類の事前調整は申請講座毎に必要とされる。

注2 管理料は指定講座毎に必要とされる。

以上